

令和8年度アオモリモビリティシェア実証運行業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度アオモリモビリティシェア実証運行業務

2 目的

県内の交通空白解消のため、地域の交通資源、自家用自動車、一般ドライバー、デジタル技術等を活用した、「アオモリモビリティシェア」の実証運行を行う。

なお、実証運行は、道路運送法第78条第2号に基づく自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）、同法同条3号に基づく自家用車活用事業（日本版ライドシェア）、同法第4条に基づく一般旅客自動車運送事業、同法第21条に基づく乗合旅客の運送によるものとする。

3 対象地域

青森県内

4 業務内容

(1) 実証運行計画の作成

受注者は、実証運行の実施体制、スケジュール、実施地域、使用車両、配車方法、評価方法等を検討し、県と協議の上、実証運行計画書をまとめる。

(2) 実証運行の実施

受注者は、県、運行事業者等と連携を図り、アオモリモビリティシェアの実証運行（運行及び運行管理、配車システム等の運用、オペレーション等）を行う。

また、運行に向けた地域の合意形成に向けた支援を行うとともに、実証運行の効果測定のためのアンケート調査等を実施する。詳細は以下のとおり。

①運行事業者

- ・青森県内の市町村
- ・青森県内に本社又は営業所を置く一般旅客運送事業者
- ・青森県内に拠点を置く特定非営利活動法人等

（市町村及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会においては、一般旅客運送事業者又は特定非営利活動法人等への再委託を可能とする。）

②運行方法

- ・運行区域 青森県内
- ・利用対象者 青森県内の住民及び観光客 等
- ・運行期間 受注者が定めた開始時期～令和9年1月31日（日）
- ・その他 詳細は協議の上決定することとする。

③乗車予約の受付・管理（予約型運行の場合）

- ・予約受付体制
インターネット等による利用予約に対応可能な予約システム及び体制を構築する。
- ・予約受付時間
インターネットでの予約は原則として24時間受け付けるものとする。インターネット以外での予約受付時間については、協議の上、決定する。

④管理体制

- ・ 実証運行業務に関する責任者を置く。また、連絡体制を整備し、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑にできるようにする。
- ・ 運行中の車両事故または不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して処理にあたり、直ちに県へ報告する。これにより運行を中止または中断した場合は、本事業に支障をきたすことのないよう努める。
- ・ 本業務により利用者及び第三者に対して損害を与えた場合は、受注者の責任・負担において一切を処理する。

○問い合わせ等の対応

利用者等からの苦情、意見、質問等には、受注者が誠実に対応する。判断が必要な内容、重大な案件等については、速やかに内容を県へ報告する。

○利用実績の報告

利用者数、乗降地点、運行の定時制を示すデータ（利用者へ予約時に通知した時刻と実際の時刻の差など）等の日報を作成し、1か月ごとに翌月10日までに県へ提出する。

○アンケート調査の実施

効果測定を行うため、実証運行期間中に利用者に対するアンケート調査を実施する。

(3) 実証運行結果のとりまとめ・評価

利用実績やアンケート調査結果等を整理・分析し、実装の際の改善点等を提案する。

(4) 各種会議への出席及び報告

- ① 業務に係る会議を開催する時は、必ず県へ開催について連絡すること。
- ② 令和9年2月開催予定の「青森県地域公共交通活性化協議会 交通ネットワーク最適化推進分科会」において実証運行の結果を報告する。

5 成果物

- (1) 業務報告書（印刷物2部と電子データ）
- (2) 実装したサービスに係る利用者や運転手用マニュアル、配車システムや予約アプリを活用した場合は、そのシステム設定書及びサービス説明書（印刷物2部と電子データ）
- (3) 各業務において作成した資料・記録等をまとめた電子データ

6 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県及び実施地域の市町村と十分に協議すること。
- (2) 受注者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受注者の責任において処理すること。
- (3) 納入する成果物など委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (4) 受注者は、事業完了後5年間、本業務に関する会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (5) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の対策を講じること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については県と受注者が協議し、真摯に対応すること。
- (7) 上記(1)～(6)は再委託先においても適用する。